

海南政典・海南律例の研究(三)

石 尾 芳 久

三

海南政典は、町村自治制について如何なる構想を有したであろうか。その構想は、主として海南政典第六篇戸籍により把握することができる。第六篇戸籍には、町村自治制に関する規定、戸籍に関する規定、兵制に関する規定が、集録されている。

このように、戸籍という名目のもとに町村自治制に関する規定を取扱うという形式には、後の明治四年四月四日布告戸籍法に相い通ずるものが認められる。また、町村自治制に関する規定が、兵制——とくに民兵制と深い関連におかれているという形式には、国民の自治に尽す義務を『丁壯の兵役に服すると原則を同くするもの』とみなした後の市の町村制理由書と相い通ずる方針が認められるのである。

海南政典第六篇戸籍には、町村自治制に関する規定を、市局・郡局の保甲・条約のもとにそれぞれまとめているが、右の保甲、或は条約なる名称そのものが、明・清の村落自治制に関する条文を参考としたことを示唆する。

市局の保甲第一条には『凡府西府東二十有六妨府西則曰本町曰水通町曰通町曰南奉公人町曰北奉公人町曰築屋敷町府東則曰種崎町曰浦戸町曰新町曰蓮池町曰新市町曰紺屋町曰廿代町曰山田町曰菜園場町曰農人町曰細工町曰唐人町曰堺町曰材木町曰掛川町曰京町曰要法寺町曰朝倉町曰弘岡町曰松端町保町奉行所管每妨按街衢之横直長短单面者排編合面者對編自第一家主五家為一甲別扱一家為甲長統之自第一甲至五甲三十家為一保別扱一家為保正統之如甲不及一保謂之奇零甲附統於便近之保正三甲以上則併便近之保平分以為兩保人家不及一甲謂之奇零戸附統於便近之甲長三戸以上則併便近之甲平分以為兩甲而坊正九員坊老十四員督保甲聯絡之政』とあり、市局の条約第一条には『凡保甲聯絡之政善則相共罪則相及各最汝業通相董率以遵条約主仁僕忠父慈子孝兄愛弟敬夫和妻從小心以奉官法勤謹以弁国課勿長奢侈破父祖遺業勿使酒忿争害身勿竊盜以陷罪勿博奕以賭物男女勿相姦富者勿不恤貧者如犯此所約或有争訟甲長与老成更事人父祖遺業勿使酒忿争害身勿竊盜以陷罪勿博奕以賭物男女勿相姦富者勿不恤貧者如犯此所約或有争訟甲長与老成更事人会同訓諭如不悛則申保正保正与隣保正会同訓諭如猶不悛則申坊正坊正与坊老会同訓諭訟則勘查是非循理裁決務使兩造允服猶迷頑不悛且服則申町奉行承議要民興礼讓俗帰純厚或甲内有不善人忽然不省則佗日受夫訓諭之責以不知会为辭不汝宥也亡論坊正坊老雖甲長保正其恪勤視事能理争訟者皆有特賞之典他所應遵守之令計開於下』とある。

しかして、郡局の保甲第一条には『凡一郷之中因民戸所住隨便編之自第一家至五家為一甲別扱一家為甲長統之自第一甲至五甲三十家為一保別扱一家為保正統之如甲不及一保謂之奇零甲附統於便近之保正三甲以上則併便近之保平分以為兩保人家不及一甲謂之奇零戸附統於便近之甲長三戸以上則併便近之甲平分以為兩甲而里正里老督保甲聯絡之政』とあり、条約第一条には『凡保甲聯絡之政善則相共罪則相及各最汝業通相董率以遵条約主仁僕忠父慈子孝兄愛弟敬夫和妻從小心以奉官法勤謹以弁国課務農桑以速公稅治溝澮以嚴私役勿長奢侈破父祖遺業勿使酒忿争害身勿竊盜以陷罪勿博奕以賭物男女勿相姦富者勿不恤貧者如犯此所約或有争訟甲長与老成更事人会同訓諭如不悛則申保正与隣保正会同訓諭如

猶不悛則申里止与里老会同訓諭訟則勘查是非循理裁決務使兩造允服猶冥頑不悛且服則申郡奉行承議要民與礼讓俗婦純厚或甲内有不善人忽然不省則侘日受失訓諭之責以不知会为辞不汝宥也亡論里正里老雖甲長保正其恪勤視事能理争訟者皆有其賞之典他所應遵守之令計開於下』とある。

保甲の条文が保甲法を参考とするものであること、明白であるが、就中、われわれの興味を喚起するのは、郡局の条約の条文中に里老なる名称があり、この里老に争訟裁決の権限が認められているという点である。これは、いうまでもなく、わが国近世における町役人・村役人の有したところの訴訟の勸解をなす権限をもとするものであろう。

しかし、里老なる名称を用いてそれに争訟裁決の権限を認めた条文には、明らかに明代の里老人の制度を参考としこれを継受したことを指摘し得るのである。浅井虎夫氏は、明代村落自治制について「支那に於て自治制の最発達せし時代を明代となす是より先唐宋に於ける自治制は略前章に於て之を述べたり更に遡りて唐虞三代の制得て知るべからずと雖周代に於ける自治制は又周礼載する所によりて之を知るべし漢以後唐に至る迄其制なきにあらずと雖未完全に施行するに至らず唐或は廢して行はず宋之を行はず明に至ては制最整ひ自治制の備はる此時を以て最とすべし」という洞察に富む指示を与えられているが（『支那法制史』三三二頁）、海南政典が前近代の中国において最も発達した自治制であるといわれる明代の自治制に注目したということ、また中国の自治制の歴史においては異質的体制であるところの・元代社長制を模した里老人の制に注目したということは、町村自治制に関する海南政典の深い考慮を示すものにほかならない。

里老人には民事および軽い刑事事件の裁判権を委譲した、と指摘されているが（和田清編「支那地方自治発達史」一一三頁）、里老人の裁判権の内容については、教民榜文四十一条（前掲書所載）に、つぎの如く規定するところが

ある。

(序文) 戸部為教民事。洪武三十一年三月十九日、本部尚書郁新等同文武百官於奉天門、早朝欽奉聖旨。……今出令昭示天下。民間戸婚、田土、鬪毆、相争一切小事、須要經由本里老人里甲斷決。若係姦盜、詐偽、人命重事、方許赴官陳告。是令出後、官吏敢有紊乱者、処以極刑。民人敢有紊乱者、家遷化外。前已条例昭示。爾戸部再行申明。……欽此。本部今將聖旨事意、備云刊印昭布天下。仰欽遵施行。

(第一条) 一、民間戸婚田土鬪毆相争一切小事、不許輒便告官。務要經由本管里甲老人理断。若不經由者、不問虛実、先将告人杖断六十、仍免回里甲老人理断。

(第二条) 一、老人里甲与郷里人民、住居相接、田土相隣、平日是非善惡、無不周知。凡因有陳訴者、即須會議、從公剖断。許用竹篋荆条、量情決打。若不能決断、致令百姓赴官紊乱者、其里甲老人、亦各杖断六十。年七十已上者不打。依律罰贖、仍着落果断。若里甲老人循情作弊、顛倒是非者、依出入人罪論。老人里甲合理詞訟。

戸婚 田土 鬪毆 争占 失火 竊盜 罵詈 錢債 賭博 擅食田園瓜果等 私宰耕牛 棄毀器物稼穡等 畜産咬殺人 卑幼私擅用材 褻瀆神明 子孫違犯教令 師巫邪術 六畜踐食禾稼等 均分水利

(第三条) 一、凡老人里甲剖決民訟、許於各里申明亭議決。其老人須令本里衆人推举、平日公直、人所敬服者、或三名五名十名、報名在官、令其剖決。若事干別里、須会該里老人里甲公同剖決。其坐次先老人、次里長、次甲首、論齒序坐。如里長年長於老人者、坐於老人之上。如此剖判民訟。抑長幼有序、老者自然尊貴。

(第七條) 一、老人有犯罪責、許衆老人里甲同會議、審察所犯真實。輕者、就便剖決。再不許与衆老人同列理訟。若有所犯重者、亦須會審明白、具由送所在有司、解送京來。不許有司擅自鞫問。若有司擅自鞫問者、許老人具由來奏。罪及有司。

(第八條) 一、老人中有等不行正事、倚法為姦、不倚衆人公論、攪擾壞事者、許衆老人拏赴京來。

(第十一條) 一、姦盜詐偽人命重事、前例以令有司決斷。今後民間、除犯十惡強盜及殺人、老人不理外、其有犯姦盜詐偽人命、非十惡、非強盜殺人者、本鄉本里內自能含忍省事、不願告官、繫累受苦、被告伏罪、亦免致身遭刑禍、止於老人決斷者、聽。其所以老人不許推調不理。若里老人剖斷發落、其刁頑之徒、事不干已、生事訴告攪擾、有司官吏、生事羅織、以圖賄賂者、俱治以罪。

(第十二條) 一、民間詞訟、已經老人里甲處置停當、其頑民不服、展轉告官、捏詞誣陷者、正身處以極刑、家遷化外。其官吏人等、不察所以、一概受理、因而貪贓作弊者、一体罪之。

里老人の取扱い得る詞訟の種類は、民事事件と刑事事件の一部である(第二條)。第十一條により、十惡強盜殺人を除くのほかは、里民が示談を希望する場合に里老人の処断が許されていたことが知られる。里老人は申明亭においてこれらの裁判を行い、判決を下し(第三條、律にもとづいて笞刑・杖刑の執行をその代理人に命ずることができた(第二條)。しかし、里老人の存在を無視してこれらの事件を直ちに州県に告訴することは、虚実の如何を問わず、越訴と断じられ、杖六十の刑に処せられ(第一條)、他方、地方官が右条文を無視して客喙した場合には、極刑に処せられた(序文)。また、第十一條により、里老人の判決に服しないで、展転して官に告訴したものは、極刑に処せられ

たことを認め得る。これらを総合するに、里老人に委譲された裁判権の強大であったことは、明白である。

それにも拘らず、第一条によって知られるように、里老人は、名望家から選ばれるのではなく、高年有徳にして衆の推服する人のうちより選ばれたのであり、この事實は、里老人の地位の不安定であることを示唆する。里老人の裁判に際しては、里老人の補佐として、衆老人、里長、甲首が参加するが、第八条によれば、里老人に『倚法為姦、不倚衆人公論』なる行為があった場合に、衆老人は里老人を拏捕することが認められていたのであるから、衆老人は里老人の裁判に関する監察の権を有していた、としなければならぬ。これによれば、里老人には強大な裁判権が与えられながらも、その地位は極めて不安定であつて、里老人の制が僅か半世紀にも足らざる間に廢弛した(和田清編「支那地方自治發達史」一一七頁)というのも、かかる点にその原因が存した、と考えられるのである。

海南政典が明代里老人の制を参考とした前提には、いうまでもなく、土佐藩制において、町・郷・浦を通じて庄屋が徴税の任務を負い、庶民の訴訟を裁定する権限を有しており、軽罪はほとんど庄屋によって解決されたという事實(平尾道雄著「土佐藩」二三頁以下)を、考察しなければならないであろう。これについては、元禄大定目に、市町定の『一、町人公事訴等之儀、先其町之庄屋年寄迄相断、会合之節、各道理を考、難得已儀は、町奉行へ達之、裁許日遂吟味、理非明白に於ては、則可捌之、』という規定も存するのである。しかして、海南政典は、右の争訟裁決の権限を、單なる訴訟の勸解、あるいは内済に終らしめることなく、下級裁判権として委任しようとしたのであり、そこに里老人の制を参考とした所以が存するのである。しかも、注意すべきは、海南政典の坊老・里老は、右述した土佐藩制の慣行によって明白であるように、事実上は、町・郷・浦の庄屋を意味するものであり、したがって、明の里老人の如く高年有徳にして衆の推服する人ではなくして、本来、名望家であつたという点である。そこに明代里老人と海

南政典坊老里老との根本的な相違がある。海南政典第六篇戸籍の雜則には『凡里老郡局督之不使里正督之』という条文が存する。すなわち、里老に対する監督の権は郡局にあり、里正をしてこれを監督せしめることはなかった。明代里老人の制で衆老が里老に対する監察の権を有したと頗る異なるものがある。また、明代里老人の如く、『不倚衆人公論』なる行為を非難されるというような、下からの圧力に屈することも、なかった。このように、海南政典の坊老・里老は、官による考課以外には、その地位を堅持し得るものであったのである。それ故、海南政典が明代里老人の制を参考とし継受したというのは、裁判体制ではなくして裁判権を参考とし継受したということに帰するのであり、町村の庄屋による伝統的な名望家行政に里老人の裁判権を組み合わせたところに、海南政典の構想の独自性が存するのである。

マックス・ウェーバーは、西洋の地方自治制と東洋のそれとを比較して、「西洋における都市『ゲマインデ』の団体的性格と『市民』の身分的資格、東洋におけるこの両概念の欠如」と要約するが、都市ゲマインデたりうるための標識として「(1)防禦施設をもつこと、(2)市場をもつこと、(3)自分自身の裁判所をもち、かつ——少なくとも部分的には——自分自身の法をもつこと、(4)団体の性格をもつこと、またこのことと関連して、(5)少なくとも部分的な自律性と自首性をもつこと、すなわち、市民自身が何らかの仕方でその任命に参与すること、官庁による行政をももっていること、これらの諸標識がなくてはならぬ。ところで、これらの権利は、過去の時代において、一般に、身分制的特権という形をとるのが常であった。したがって、これらの権利の担い手としての特別の市民身分なるものが、政治的意味における都市の特徴をなしたのである。」とのべ、かかる諸標識が東洋の都市にほとんど存しないか、あるいは萌芽的に存するにすぎないことを指摘する(世良晃志郎訳「都市の類型学」四一頁以下)。

下)。ただし、東洋の都市、とくに日本の都市について、つぎのごとく指示している点は、注目に値するであろう。すなわち、「最後に、彼らは、オイフツヒカイトリツヘ、ホリツライ官憲的な警察が都市を区劃した行政——シユネツトフイブタル市区シユトウセンツイルクやシユトウセンツイルク市街区——にその成員として所属し、これらの行政区の内部で一定の義務や、時としては一定の権能をもっていた。とりわけ、シユクラトベツイルク都市や市街区は、ライトウルギー的に治安保証の義務を課され、人身の安全やその他の警察的諸目的の保障について、集団的に責任を負わされたこともある。そして、この理由からして、都市住民が統合されて、選挙された役人やあるいは世襲的な長老を伴うゲマインデを形成するに至ったこともある。例えば日本においてそうであり、ここでは、自治行政権をもつ市街区ゲマインデ〔町〕の上に、最高の機関として、一つあるいは数ケの民治行政機関〔町奉行〕があった。しかしながら、古典古代や〔西洋〕中世の意味での都市市民権なるものは存在しなかったし、また都市自体のコルポラツィオンの性格は知られていなかった。」と〔前掲書四三頁以下〕。

しかし、かかるライトウルギー的強制団体から都市自治制への発展過程をたどったものとして、西洋においては、イギリスの諸都市があり、そこにイギリスの諸都市の特殊性がある、とウェーバーは指摘する。ウェーバーによれば、イギリスにおいて、都市は国王によってライトウルギー的諸義務を課せられた強制団体であつて、都市君主に対する闘争で市民軍が作られたとか、任命された国王裁判官に代えて選挙された官吏の独立の裁判権が力づくで設定されたとか、独立の法典編纂が行われたとかいうことは、全くない〔前掲書一六四頁〕。むしろ、イギリス諸都市の特殊性は、国王の授権により裁判上の諸特権が認められ、市民たちの特別の裁判所が成立したということ、本質的に経済に関心を向けたケルペルシャフトになったこと、これらによって、「経済的・政治的関心は、個々の閉鎖的な都市ゲマインデの利害関係には向けられないで、完全に中央行政に集中され、この中央行政からして、経済的な利得チャンス・社

会的な諸利益・独占の保証・自分の特権が侵害された場合の救済、を期待するということになったのである。国王は、財政上も行政遂行の上でも、完全にもろもろの特権層に依存しており、これらの特権層をおそれていた。しかし、これらの特権層の政治的手段が、これまた同様に、中央における議会支配を志向していたのである。」という国民的な市民身分が成立したということに、存するのである（前掲書一六九頁以下）。要するに、右の叙述を通して、名望家層が裁判上の諸特権・経済上の諸特権を掌握する体制が、ライトウルギー的強制団体を自律的団体に転化せしめる契機となり得るということ把握することができるのであって、換言するならば、右の体制には、他働的自治への傾向に對抗し得る契機が内在するともいい得るであろう。

海南政典が町村の庄屋の自治的行政に明代里老人の裁判権に比当し得るような下級裁判権を組み合わせたことには、ライトウルギー的強制団体たる町村を自治的団体へと発展せしめようとする構想が、萌芽的にせよ、あらわれているのであって、極めて重要な意義を有する、といわなければならない。

しかし、いうまでもなく、幕藩体制下においては、イギリスにおけるごとき、国王の行政を封建的行政として限定しその官僚制的行政への転化を抑止し得るような、諸都市の経済上の諸特権——経済に関心を向けたケルペルシャフトの体制の発達がみられないのであって、それが自治制に対する官治の方針への対抗を弱めたことをみのがしてはならないであろう。

海南政典は、右述したように、名望家層の掌握する裁判権を重視し、坊老・坊正・里老・里正・保正・甲長の争訟裁定の能力を重視した。それは条約第一条の条文中に『其恪勤視事能理事争訟者皆有特賞之典』とあるによって知ら

れる。また、坊正・里正に委任された事務が、月朔申状式に箇条書で類型的に定められているが、その第一条・第二条はつぎのようである。

(第一条) 一争訟若干条 某保某甲籍某人

經坊正裁決止訟或裁決未終或既申本局等皆注

(第二条) 一争訟若干条 某保某甲籍某人

甲長若保正見今所訓諭或經訓諭止訟等皆注

右条文により、海南政典が、委任した事務のなかでも争訟の裁定に深い関心を注いでいることを把握し得るであろう。

しかし、他方、本論文のはじめにふれたような海南政典第六篇戸籍の形式にうかがわれる官治的性格は、右述したような名望家行政的傾向を厳しく限定する体系としてあらわれている。すなわち、戸籍雜則の第一条には『凡郡行督里正其称職者陟之不称職者黜之黜陟並查大小遷之其法造状申稟仕置府許朝謁者則申稟奉行府而後皆於本局宣命陟者拔麻上下拜命黜者否等稟詳于儀制堂』とあり、第二条には『凡聽里正里老因疾讓職不任之子而讓之』とあり、第三条には『凡里老郡局督之不使里正督之然勿許佩刀勿許世襲』とある。右の三の条文の相互の関連について充分な整理が行われていないのではないかという疑問が存するが、里老・里正について、原則としてその世襲を許していないということ、里正の勤務に対し郡奉行が称職不称職という一般吏員に対すると同一の考課法を以て評定したということは、明白であ

る。町村の庄屋層の裁判権の拡大を認める反面、庄屋層に対する官僚制的規制を一層厳格にしようとしたのであって、下級裁判権の委任を通して認められる名望家行政的傾向も、藩体制そのものの官僚制化への強力な促進に直面しては、究極的に官治的体系の内部に巧みに限定されることとなったのである。しかし、明治維新後の地方自治制において、裁判を権限外とした六課編成の府県の組織——すなわち機構と議会と対抗的設定が、名望家的行政を解体し、官治的性格を確乎不動のものとして築きあげたのに比して、海南政典の構想には、一般民衆の政治参加を認めていないという前近代性をとどめているけれども、藩体制——藩の統治機構と町・郷・浦の名望家行政との有機的関連に配慮するという柔軟な思索の跡が、認められるのである。この点も注目に価するところであり、今後注意深き検討がなされねばならない。しかし、それは、ある意味では土佐藩における郷士層が有した実際の政治上の力を反映するものであったろう。

海南政典においてその総教八百余人とするされている郷士の制度について、ここでは詳論することができないが、庄屋層と極めて深いつながりのあったことは、諸種の史料によって推定することができる。周知のように、E・H・ノーマンの引用した郷士開基論には『往古は郷士より庄屋に被召出、庄屋より郷士に成替り、雙方別家相立、或は郷士附属を以当役勤申者共も有之、離合交々相見申候』とあり（大窪愿一訳「日本の兵士と農民」九四頁）、また、断絶郷士録によれば、『土居幸兵衛 天明五・八・十六 横山左平太支配郷士、地下作配不行届、職領没収及び兼務庄屋を免ぜらる』とあり（平尾道雄「土佐藩郷士記録」二七〇頁）、兼務庄屋という言葉にも、郷士と庄屋の深いつながりを推定し得るのである。土佐藩における庄屋層の名望家的行政の伝統について、郷士層の意義を看過してはならないであらう。

平尾道雄氏の「土佐藩郷土記録」によれば、家士と郷士の争が屢々認められ、郷土層が強い団結を結成し得たこと、藩がこの団結——抵抗をおしきけることは容易ではなくむしろ事実上譲歩せざるを得なかったことが知られる。このよ
うな郷土層の強力な団結を庄屋層の名望家的行政の前提として考察しなければならぬ。

しかも、明治維新後には、却って、郷土層が自由民権運動に反対する態度を持し、その運動に参加することを頑強に拒否したという事実（平尾道雄氏前掲書一七四頁）は、維新後における地方自治制の官治的性格の強化を象徴し、日本の政党活動の特殊性を示唆するもの、といひ得るであらう。

ただし、藩体制においても、郷土層が最も活用されたのは、兵制においてであった。

海南政典第六篇戸籍には、兵制として、民兵制に関する規定、十二条を定めている。それを左に示す。

(第一条) 一凡郡奉行局所督民兵以二千人為軍通五局一万人

(第二条) 一凡五人為伍有伍長二十五人為隊有隊長百人為大隊長二千人為軍郡奉行將之

(第三条) 一凡操練月二次會於郡局則於教場整隊列伍郡奉行親閱之每歲終賞罰有法五年一大閱

公親莅之郡奉行各督軍來會每軍以精練民兵五百人為限

(第四条) 一凡郡局所用旗

土佐吾川長岡郡局旗中白上下黃

安喜郡局中白上下淺碧

香我美郡局旗中白上下黒

高岡郡局旗中白上下紅

幡多郡局旗中白上下淡紫

(第五條) 一凡郷士別有騎隊每局無定員
從本郡士着月二次會於郡局而馬聽其自給如不能給者聽其請於官借之

(第六條) 一凡編入兵籍者始於齡十七歲至五十歲則除籍以十二
月為限其未及十七歲軀幹長大於齡者雖過五十歲伎芸胆力精健不

衰者臨時別議案對者請假案為
幾入兵籍久之

(第七條) 一凡民兵每會教場許佩刀自入兵籍經五年者以六十個月為
期勿等四個月臨場百回発砲千計則許其常日佩刀

(第八條) 一凡伍長以民兵補許常日佩刀隊長亦以民兵補許称氏佩刀大隊長以郷主補如有民兵胆力兼人伎芸超衆者特擢以補此許朝見

(第九條) 一凡許常日佩刀及称氏佩刀者除兵籍則勿許之唯許朝見者雖除兵籍尚許称氏佩刀以終其身而不復許朝見也

(第十條) 一凡大焰小銃皆用洋法

(第十一條) 一凡大焰則官鑄造而給之小銃則聽其自給如不能給者聽其請於官借之自給者納金於
官即授之以銃

(第十二條) 一凡官馬派邑其法等計馬廄及周歲所養料以派闔国田鑄除知行役知欵知給田寺
社領外勿分本田新田戸口歲終納於郡局每局購馬數十疋

命旁近民養之給料有法

すなわち、右条文によれば、民兵の統率者——大隊長として郷士が補任されているのであって、郷土層が民兵軍の指導的役割を果たしたことを認め得る。郷士が軍事制度——民兵制における指導者としての役割を果たすことを積極的に促進している。藩体制の官僚制化という場合に、とくに軍事制度の部面において積極的に郷土層を活用したというこ

とは、重要な意義を有する、と考えられるのである。

しかも、他方、注意すべきは、民兵に対し兵籍編入後滿十年に及べばその勤怠を調査して郷士株取の資格を与えたという点であつて、これについて、平尾道雄氏は、福岡家記録安政二年八月十九日の『郷士職之者武事専務之事に候。他讓受被差明候以来、武之一芸を不相嗜者とても、身代宜百姓に御座候得は新に郷士に相成、且致他讓候者も根元貧窮より之儀に付、浪人相立候ても押立候武役難相立双方不用之戸數増に相成候。依て此度御詮議之上、向後民兵編入之後、仮令其身売業に携り候者たりとも、右編入より十ヶ年以上出精芸能聡と相調候者に限り、郷士他讓受被差明之旨、御目付中より御預郷士へ可相触段申来候由、取次方より之触状当月五日廻木り今日及触達。委細郷士牒に詳也。』という記録を紹介されている（『土佐藩郷士記録』二七頁）。この方針は、海南政典の兵制にも受けつがれているのであつて、民兵がとくに抜擢されて大隊長に補任され得るとの規定は、それをあらわしている。このように、民兵を郷士にひきあげるといふ途を開いたことは、究極的には格式制度の否定に至ることを意味するが、しかし、それは、あくまでも、一般民衆を特定の身分（しかも、それは封禄を伴うような封建的身分ではなくして、称氏・佩刀というような名譽のみを伴う身分であるという意味では官僚的身分に近い）にひきあげるといふ方向からする改革なのであるから、やはり、官僚制化を通じての封建的階級制度の否定といふ途である、といわなければなるまい。

周知のように、幕末には、幕府側でも諸藩側でも、近代の軍事制度に関する先駆的構想が試みられている。この問題については、E・H・ノーマンの「日本の兵士と農民」に詳論されているけれども、幕府側の構想では、たとえば御目付木村政藏の意見にみられるように、農民を武装し訓練することは、地頭之申付を相い用いざるように成り行き、大害を生ずるといふ結果になるとして、深く憂慮されている。したがつて、やむをえざる措置として民兵制を採用す

る場合には、代官を中心として組織すべきことを説いているのであって、現状維持のための手段という意味においてのみ民兵制が考慮されているにすぎない。幕府に特別の忠義を示した者には帯刀の特権をもって賞することがあるとするが、海南政典のように、軍事制度における昇進の体系として、民兵を郷土身分にひきあげるといった考え方は存しない。海南政典では、伎芸胆力精健不衰ということが重視され、大隊長への抜擢も、民兵の胆力兼人伎芸超衆ということ——民兵個人の能力が重視されているのに対し、御目付木村政藏の意見では、幕府への忠義ということが根本である。両者の方針の間には、はなはだしい開きがある、といわざるを得ない。民兵制に関する幕府側の構想には、軍事制度の近代化——官僚制的軍事制度への配慮がほとんど認められないのである。これに対し、たとえば、長州藩の民兵制は、奇兵隊の編成にみられるように、民兵の革新的力を肯定するものであった。ノーマンは、奇兵隊について、浪人的要素の力が強く、これが町人、富農、逃散農民を率いた、と指摘している（前掲書四七）。民兵のエネルギーを幕府は現状維持のために消極的に利用しようとしたのに対し、長州藩は討幕のために積極的に利用したのである。奇兵隊の編成には、このような権力政策的関心にもとづく用兵の意義が顕著にあらわれている。討幕に必要なぎりにおいてのみ、奇兵隊の反封建性を認めたのである。この点について、ノーマンは「奇兵隊はある程度まで革命的かつ反幕的であったということができる。しかし、他面、その幹部の大部分は、おそらく大村を例外として、封建的社会秩序をこえて先を見ていなかった。かれらは何よりもまず戦略家であり愛国者であって、幕府打倒の闘争に没頭していた。農民解放に関心をもつ社会改革者ではなかった。したがって、かれらは封建的見地から逃亡農民が奇兵隊へ自由に無制限に入りこむ運動——幕府、長州の別なく封建制の基礎を脅かす運動——にブレイキをかけることになったのである。時がたつにつれて、農民解放を目指す運動を阻止する傾向は、奇兵隊の内部に衝突をひき起した。

明治政府の政策がそうであったように、奇兵隊の幹部は人民の運動を上から統制し、それが手に負えなくなり、下から推進され指導される大衆運動に成長することを許さなかった。このようにして、奇兵隊の幹部は時とともに一般兵士の反封建的傾向を阻止するようになっていった。」とのべている(前掲書五四頁以下)。奇兵隊について、権力政策的関心からする民兵制の編成という性格は明白であり、その反封建性も、討幕運動に利用し得るという方針に即しての反封建性の肯定にすぎなかった。これに対し、海南政典の規定する民兵制は、漸進的改革ではあるが、その昇進の体系が封建的身分とは異るところの官僚的身分にもとづくことを示唆しているという意味において、軍事制度の官僚制化という確乎たる目標を有していたのである。単なる権力関心にもとづく利用という意味ではなかった。すなわち、討幕の手段としての封建的軍事制度の否定ではなかったのである。このように、海南政典の兵制が軍事制度の官僚制化を企図する民兵制であるという点に、海南政典の兵制に関する構想の独自性がある、といつてよからう。

海南政典第六篇戸籍には、既に戸籍の雛形をかかげている。町村自治制においても、兵制においても、戸籍編成がその最も重要な基底であることを洞察しているのである。兵制には、年齢十七歳より五十歳までのものを兵籍に編入すると規定しているが、このような兵籍の存在は、いうまでもなく、統一的にして合理的な戸籍の編成を前提とする。民兵制と戸籍編成との密接な関連を把握すべきである。また、坊正・里正の聯絡之政は、左に引用するとき月朔申状式として各条文に類型化されており、そのいずれの条文も戸籍の編成を根拠とするが、逆にいえば、そのような体系にこそ、むしろ、絶対主義的統治の底辺工作たるべき意義をになう戸籍編成の性格が示唆されているのである。

某坊正某所管申状

(第一条) 一争訟若干条 某保某甲籍某人

經坊正裁決止訟或裁決未終或既申本局等皆注

(第二条) 一争訟若干条 某保某甲籍某人

甲長若保正見今所訓諭或經訓諭止訟等皆注

(第三条) 一貧窶不得生理者若干人某保某甲籍某人

鰥寡孤独或患廢或有老親幼兒等皆注

(第四条) 一散錢穀賑恤者若干人某保某籍某人

賤売米穀或減息貸貨本等皆注

(第五条) 一勵精治生業者若干人某保某甲籍某人

(第六条) 一移居若改生業者若干人某保某甲籍某人

從某坊某邑來或改某業為某業等皆注

(第七条) 一因何生理如佗州者若干人某保某甲籍某人出入來法皆注

(第八条) 一他州人留客舍者若干人某州某郡人

因何生理來或態某請來等皆注

(第九条) 一某甲生者若干人死者若干人疾者若干人

右の月朔申状式は、某里正某所管申状として坊正と同様里正にも義務づけられており、その式は、坊正の文字を里正の文字にかえるほか異るところがない。右式の第六条・第七条・第八条には、庶民の土地緊縛の主義——地着の觀念があらわれており、宗門人別帳よりの系譜にもとづく戸籍であることを明瞭に示している。それにも拘らず、第九条には、正確な人口調査という目標を志向するものがあり、ある種の人別帳にみられるような、領主の特定の要求に応じて特定の年齢の人間層を把握せんとするという段階をこえるものがある。勿論、国勢調査的な人別帳は、幕府が享保六年以来試みた政策にもあらわれており、右第九条は、そのような国勢調査的な人別帳の系譜をうけついでものである。右第三条第四条には、福祉行政の手段たる意義を示唆するものがあり、明治二年三月に出された戸籍に関する布令中に『戸籍者治道之基ニシテ、凡一日之御政事はヨリ不生ルハ無ク、戸籍不明ニ候テハ教化仁恤之道モ不立、誠ニ以テ緊要之事ニ候』とある教化仁恤之道というイデオロギーと相い通ずるものがある。また、第五条の規定は、戸籍を通じて励精治生業者を把握しようとしたもので、藩体制の側からする経済の育成という絶対主義的政策の片鱗を認めることができる。要するに、月朔申状式において、戸籍編成に、旧来の宗門人別帳に加うるに絶対主義的行政の手段たる意義が附加されていることを看取し得るであろう。

つぎに、海南政典のかかげる戸籍の雛形について考察してみよう。

(一)

保甲冊式兼禁邪
蘇教

某坊正所管保甲冊

某甲起至某甲止若干甲

某保起至某保止若干保共若干戸

坊老某起至坊正某止共若干戸

闔坊人數若干口

男若干口 十五歲以上若干口
十四歲以下若干口

女若干口 十五歲以上若干口
十四歲以下若干口

僕若干口 十五歲以上若干口
十四歲以下若干口

婢若干口 十五歲以上若干口
十四歲以下若干口

以外

僕佗州人若干口 十五歲已上若干口
十四歲已下若干口

婢佗州人若干口 同前

本坊保甲外

士格若干戸若干口

輕格以至定小者共若干戸若干口

寺社共若干座僧祝若干口

某保某甲各家聯冊式

某保某甲

保正某人年若干歲某生理鈐印

海南政典・海南律例の研究 (三)

妻某某女年若干歳

男某歳若干歳

婦某某女年若干歳

次男某年若干歳見在某処生理或有何技能或患癩疾三男已下準此

女某年若干歳見在某処生理二女已下準此

幼男年若干歳已種痘或未種痘

幼女年若干歳同前

孫男某年若干歳

孫女某年若干歳

僕某某処人年若干歳

婢某某処人年若干歳

同居某人年若干歳某生理鈴印

妻某某女年若干歳

男某年若干歳

女某年若干歳

香火院某派僧署名鈴印

甲長某某式同保正

甲長所管五家其式亦同保正

冊尾

坊老某某式同保正

坊正某某式同保正

一凡禁人戶奉西洋邪蘇之教故使各戶推尊釈氏定為香火院每祖先忌辰延院主誦仏経官每歲一次歴拾戶籍使香火院主徵為

其檀越歲六月會諸派僧千市局乃署名鈴印於保甲冊訖官等其所督人口録為冊送致集録局

一凡人戶雇婢僕者當檜原籍某処人及其香火院某派更倩人為保

(二) 保甲冊式兼禁邪蘇教

某里正所管保甲冊

某甲起至某甲止若干甲

某保起至某保止若干保共若干戶

里老某起至里正某止共若干戶

闔邑人數若干口

男若干口十五歲以上若干口
十四歲以下若干口

女若干口十五歲以上若干口
十四歲以下若干口

僕若干口十五歲以上若干口
十四歲以下若干口

婢若干口十五歲以上若干口
十四歲以下若干口

海南政典・海南律例の研究 (三)

以外

僕佗州人若干口十五歳已上若干口
十四歳已下若干口

婢佗州人若干口同前

本邑保甲外

士格若干戸若干口

輕格以至定小者共若干戸若干口

寺社共若干座僧祝共若干口

某保某甲各家聯冊式

某保某甲

保正某人年若干歳某生理給印

妻某某女年若干歳

男某歳若干歳

婦某某女年若干歳

次男某年若干歳見在某処生理或有付技能
或患廢疾三男已下準此

女某年若干歳見在某処生理
二女已下準此

幼男年若干歳已種痘或
未種痘

幼女年若干歳同前

孫男某年若干歲

孫女某年若干歲

僕某某人年若干歲

婢某某人年若干歲

同居某人年若干歲生理鈴印

妻某某女年若干歲

男某年若干歲

女某年若干歲

香火院某派僧署名鈴印

甲長某其式同保正

甲長所管五家其式亦同保正

冊尾

里正某其式同保正

里正某其式同保正

一 凡禁人戶奉西洋耶穌之教故使各戶推尊積氏定為香火院每祖先忌辰延院主誦仏經官每歲一次歷檜戶籍使香火院主徵為其檀越歲六月郡奉行遣下役會諸派僧干各邑刀檢其署名鈴印於保甲冊訖官等其所督人口錄為冊送致集錄局

一 凡人戶雇婢僕者當檜原籍某人及其香火院某派更情人為保

(一)が町民に対する、(二)が農民に対する戸籍の雛形であり、全く同一の形式である。保甲冊式に『兼禁邪蘇教』と注しており、末尾の条文に『禁人戸奉西洋耶蘇之教』とあるにより、右の戸籍雛形が宗門改帳の性格をとどめていることは、明白である。それにも拘らず、新しい戸籍法への発展の萌芽とみなされるものが認められないわけではない。右の(一)(二)の保甲冊式がともに、『土格若干戸若干口』『輕格以至定小者共若干戸若干口』『寺社共若干座僧祝若干口』として、庶民を対象とする戸籍以外に、特別身分の土格・輕格(以至定小者)・寺社僧祝を対象とする戸籍編成の方針を示しているという点に、注目するを要する。それは、あたかも、京都戸籍仕法において、一般庶民を対象とした市・郡中戸籍仕法とならんで特別身分の土族卒および社人僧侶を対象とした土籍法・卒籍法・社寺籍法を存したというその体系と、相い通ずる体系を示しているのである。京都戸籍仕法にみられる右の体系と明治四年戸籍法のそれとを比較された福島正夫氏は「戸籍編製の基本原理として、戸籍法は『臣民一般ノ戸籍』すなわち、統一戸籍の主義をとる。これは、京都戸籍仕法が土族、卒、社寺および町人、百姓と族属を分けた多元的戸籍の主義をとるのに対す。これが法令自体にも単一と複多の対立にあらわれる。」とのべられている(福島正夫編「戸籍制度と『家』制度」一五二頁)。しかし、多元的戸籍の主義であっても、特別身分のものをも庶民と同様、戸籍編成の対象とみるというその観点については、革新的な戸籍編成の主義を蔵している、とみなさざるを得ないのである。それ故、京都戸籍仕法の多元的戸籍の主義は、あくまでも、戸籍法に認められる統一戸籍の主義へと発展する多元的戸籍の主義であって、統一戸籍の主義に離反するものではないのである。海南政典の戸籍雛形に、かかる意味の京都戸籍仕法の多元的戸籍の主義の源流とも目すべきものが認められるということは、極めて重要である。

戸籍編成の最低単位は甲である。市中は坊正、郡中は里正がまとめて一冊とする。戸籍事務については、坊老・坊

正・里老・里正・保正・甲長いづれもその責を負う。

戸籍の記載については、筆頭者の生理すなわち職業を記載し鈴印する。また人名、年齢、筆頭者との続柄を記する。同戸列次の順序は、京都戸籍仕法とほぼ同様である。末尾に香火院某派僧の署名鈴印をしるす。次男次女の項に『見在某処生理』と注しているのは、出寄留の規定であり、『同居某人年若干歳生理鈴印』とあるのは、入寄留の規定とみなし得るであろう。田中彰氏が文政八年の周防国佐波郡戸籍に認められた戸籍に関する先駆的構想（明治政権初期政策の原型）―「日本歴史」第八三号）と同様の趣旨を、海南政典の戸籍雛形にもまた指摘することができるのである。右戸籍雛形の幼男幼女の項に『已種痘或未種痘』と注し、種痘をすましたこと未だすましていないことをしるすとなしているが、これに類するものとしては、明治七年山梨県戸籍雛形の戸籍編製法第三条第二十四項に『種痘をなしたる者は名前の上に朱の丸点を付け天然痘てんねんとうの者は墨の丸点を記すべし』とある条文が、存するのである。

〔未完〕